

国海環第112号
令和4年1月21日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田村 顕洋

(公印省略)

海洋汚染等防止法検査心得の一部改正について

標記について、海洋汚染等防止法検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

海洋汚染等防止法検査心得の一部改正について

1. 背景

船舶からの有害液体物質の排出の規制については、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（以下「マルポール条約」という。）附属書Ⅱ（ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則）に基づき、国内においては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）及び同法関係法令により担保されている。

有害液体物質ばら積船については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和 58 年運輸省令第 38 号）第 21 条第 2 項の有害液体物質排出防止設備を設置することを義務付けている。ただし、同条第 4 項の規定が適用される有害液体物質ばら積船については一部の設置義務を免除している。

海洋汚染等防止法検査心得（以下「心得」という。）においては、同条第 4 項の規定が適用される有害液体物質ばら積船について、「有害液体物質のうちいずれか 1 物質のみ又は貨物艙を洗浄することなく異種の有害液体物質を積載することが可能な性質（以下「相容性」という。）のある物質を繰り返し積載する有害液体物質ばら積船等」と規定するとともに、相容性のある物質の組合せを規定している。

今般、有害液体物質ばら積船を運航する事業者から、パーム油、パーム核油及びパームオレインについて、相容性のある物質の組合せに追加してほしいと要請があった。これを受けて検討を行った結果、パーム油、パーム核油及びパームオレインは、いずれもアブラヤシの実から造られる油であり、成分（油に含まれる脂肪酸）が重複しており、これらの物質は、貨物艙を洗浄することなく積載することに問題がないことが分かった。

2. 主な改正内容（相容性のある物質の組合せの追加）

相容性のある物質の組合せ（心得Ⅰ技術基準省令 21.4(a)(1)）に「パーム油、パーム核油及びパームオレイン」を追加する。

3. 施行日

令和 4 年 1 月 21 日

改正後	現行	備考
<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 (略)</p> <p>第6章 有害液体物質排出防止設備 (略)</p> <p>21.4(a) 本項の「排出を行わないもの」とは、(1)又は(2)のいずれかの有害液体物質ばら積船であって、(3)及び(4)の要件を同時に満足するものをいう。</p> <p>(1) 当該船舶のすべての貨物艙において、有害液体物質のうちいずれか1物質のみを、又は相容性(貨物艙を洗浄することなく異種の有害液体物質を積載することが可能な性質をいう。)のある物質のみを繰り返し積載する有害液体物質ばら積船</p> <p>なお、相容性のある物質の組合せは、次のとおりである。</p> <p>(i)～(viii) (略)</p> <p><u>(ix) パーム油、パーム核油及びパームオレインの相互の組み合わせ</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 (略)</p> <p>第6章 有害液体物質排出防止設備 (略)</p> <p>21.4(a) 本項の「排出を行わないもの」とは、(1)又は(2)のいずれかの有害液体物質ばら積船であって、(3)及び(4)の要件を同時に満足するものをいう。</p> <p>(1) 当該船舶のすべての貨物艙において、有害液体物質のうちいずれか1物質のみを、又は相容性(貨物艙を洗浄することなく異種の有害液体物質を積載することが可能な性質をいう。)のある物質を繰り返し積載する有害液体物質ばら積船</p> <p>なお、相容性のある物質の組合せは、次のとおりである。</p> <p>(i)～(viii) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>明確化のため</p>